

8月から

# 医療費助成を高校生まで拡大

8月から、医療費助成の対象者を次のとおり拡充します。  
▶児童生徒＝高校3年生（18歳到達後、最初の3月31日）まで拡大  
▶妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障がい者と中度心身障がい者＝対象者の所得制限を撤廃  
問い合わせや申請などは住民会計課まで。

■7月まで

区分	要件	所得制限
乳幼児	出生から就学前まで	なし
児童生徒	小学1年生～ <b>中学3年生</b>	なし
妊産婦	妊娠5カ月目～出産の翌月末	<u>あり</u>
ひとり親家庭	ひとり親 ひとり親家庭の児童生徒 父母のいない児童生徒	<u>あり</u>
重度心身障がい者	身体障害者手帳1級・2級 特別児童扶養手当1級 障害基礎年金1級 療育手帳A判定	<u>あり</u>
中度心身障がい者	身体障害者手帳3級 障害基礎年金2級 特別児童扶養手当2級	<u>あり</u>



■8月から ※寡婦の医療費助成は変更ありません。

区分	要件	所得制限
乳幼児	出生から就学前まで	なし
児童生徒	小学1年生～ <b>高校3年生</b>	なし
妊産婦	妊娠5カ月目～出産の翌月末	<u>なし</u>
ひとり親家庭	ひとり親 ひとり親家庭の児童生徒 父母のいない児童生徒	<u>なし</u>
重度心身障がい者	身体障害者手帳1級・2級 特別児童扶養手当1級 障害基礎年金1級 療育手帳A判定	<u>なし</u>
中度心身障がい者	身体障害者手帳3級 障害基礎年金2級 特別児童扶養手当2級	<u>なし</u>

葛巻病院からのお知らせ

## 第2回糖尿病教室を開催します

「糖尿病の食事療法のコツ」について、葛巻病院の管理栄養士が分かりやすく解説します。糖尿病治療中の方やそのご家族、糖尿病のことを詳しく知りたい方など、どなたでも自由に参加できます。

■日時 ①8月7日(金) 14時～14時40分  
②8月21日(金) 14時～14時40分  
＝内容は両日とも同じです＝

■場所 葛巻病院1階「講堂」

■その他 参加無料、事前申し込み不要です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

## 8/21(金)までに現況届の提出を

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方は毎年8月に現況届の提出が必要です。対象者には個別にお知らせしますので、8月21日(金)までに健康福祉課へ提出をお願いします。

なお、所得制限などにより現在支給停止中の方も提出が必要です。

■どうして現況届の提出が必要なの？

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している家庭の現在の所得や課税などの状況を調査するため、現況届の提出が必要です。調査した各家庭の状況から、受給資格の有無や適正な支給金額を判断します。

そのため、現在支給が停止している方でも、受給資格などの調査をするため、現況届の提出が必要です。

■現況届を提出しないとどうなるの？

現況届が提出されない場合、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給の資格があるか、適正な支給金額がどのくらいか判断ができないため、受給資格のある人でも手当がもらえなくなります。



**ぼく 虫歯ゼロ わたし**

7月22日の幼児歯科健康診査で虫歯がなかったお友達です。



伊藤 紜莉ちゃん  
(3歳・江刈川)



中橋 廉くん  
(6歳・星野)

8月から

# 介護保険制度が変わります

介護保険法の改正により、8月から介護サービスの利用者負担軽減などが一部変更になりました。改正の主な内容を紹介しします。問い合わせや申請などは健康福祉課まで。

一定所得以上の方は介護サービスの利用者負担が2割に

65歳以上（第一号被保険者）で一定所得以上の方は、デイサービスなどの介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割になります。

■2割負担になる方 本人の合計所得金額が160万円以上の方。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上の方が2人

以上いる世帯で、346万円未満の方は1割負担のままとなります。

■負担割合証の発行

利用者の負担割合を示す負担割合証（クリーム色）が発行されます。

有効期間＝1年間（8月1日～平成28年7月31日）

低所得者の施設利用時の食費・居住費の負担軽減要件を変更

施設やショートステイを利用されている方のうち所得の低い方に対しては、居住費と食費について自己負担の上限額が設けられており、それを超えた分は「特定入所者介護サービス費」として公費負担となります。

8月から対象となる要件が変更されますので、給付を受けるためには負担限度額認定の申請が必要です。

■申請に必要な物 ①本人の所持する全ての預金通帳（配偶者がいる場合は配偶者の分も）、②印鑑

■下記のうちいずれかを満たす方は、低所得者として認められません ①預貯金などが単身1,000万円超、夫婦で2,000万円超の場合 ②世帯分離している（住民票上世帯が異なる）配偶者が課税されている場合 ※平成28年8月からは非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として算定します。

■対象者には限度額認定証（ピンク色）が発行されます  
有効期間＝1年間（8月1日～平成28年7月31日）

高額介護サービス費の上限額を引き上げ

同じ月に利用した介護サービス利用者負担の合計が高額になり、下記の限度額を超えた時は、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

現役並み所得者に相当する方は、8月から高額介護サービス費の自己負担限度額が引き上げられますので、給付を受けるためには申請が必要です。

■7月までの自己負担限度額（月額）

区分	限度額	
住民税課税世帯	37,200円	
世帯全員が住民税非課税	■前年の所得合計金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方など	24,600円
	■高齢福祉年金受給者	24,600円（世帯）
	■前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など（個人）	15,000円
生活保護受給者など	15,000円	

■8月からの自己負担限度額（月額）

区分	限度額	
医療保険制度における現役並み所得相当の方※	44,400円	
住民税課税世帯	37,200円	
世帯全員が住民税非課税	■前年の所得合計金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方など	24,600円
	■高齢福祉年金受給者	24,600円（世帯）
	■前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など（個人）	15,000円
生活保護受給者など	15,000円	

※同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいる場合。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は住民税課税世帯と同様になります。

【4月から】特別養護老人ホームの新規入所者が原則要介護3以上に

特別養護老人ホームに新規に入所できるのは、原則として要介護3以上の方のみとなります。4月以前に既に入所している方の変更はありません。

■要介護1または2の方の特例入所について

やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、特例として要介護1または2の方でも施設への入所が認められます。